

第10回草津市農業委員会総会
会 議 録

令和6年4月10日

第10回農業委員会（総会）

令和6年4月10日
午後1時30分から
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第9号
農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）… 1件
- 第 3 報告第10号
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）… 3件
- 第 4 報告第11号
農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）… 1件
- 第 5 報告第12号
農地変更届出について（報告）… 1件
- 第 6 議 第15号
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 8件
- 第 7 議 第16号
農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 5件
- 第 8 議 第17号
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 5件
- 第 9 議 第18号
相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につき、議決を求めることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件

第 10 議 第19号

草津市農地利用最適化推進委員選任の手續きに関する規定の改正につき、議決を
求めることについて

提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件

第 11 議 第20号

農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて

提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件

第 12 議 第21号

農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて

提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 善博
4 番	角井 廣司	6 番	中瀬 康夫	7 番	今井 修
8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣	10 番	田中 廣之
11 番	中島 健一	12 番	木下 弥生	13 番	奥村 次一
14 番	堀 裕子				

・会議に欠席した委員

5 番	中島 春樹
-----	-------

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1 番	辻 善一	2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦
4 番	山本 光作	5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一
8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春	10 番	一浦 秀樹

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主査	山本 順子
農林水産課 課長	山田 高裕	主事	三橋 優美		山元 一子
教育総務課 主任	宇野 耀				
人権政策課 主査	湯村 亮太				

事務局長 会議に入ります前に、この4月1日付けで、環境経済部・農業委員会事務局に、人事の異動がございましたので、報告いたします。

(人事異動の報告)

事務局長 退任された方には、これまでのお関わりに対して感謝の意を表すとともに新たに就任されました方には、以後、よろしくお願い申し上げます。

事務局長 では、定刻となりましたので、只今から第10回草津市農業委員会総会を開催します。感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますことご了承願います。

そして、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いします。

本日、5番 中島春樹委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中13名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを御報告します。

また、本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報の関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長 では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

私が、前文を私が読んだ後、「一、農業委員会は」と申し上げますので、続く文書の唱和をお願いします。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長 ありがとうございます。それでは、中瀬会長よろしくお願いいいたします。

会長 みなさま本日も大変お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。令和6年度がスタートいたしました。4月市役所は人事異動の時期です。市役所の中だけではなく、世間一般どこか慌ただしい雰囲気のある時期ではありますが、我々農業委員会といたしましては、農地法に基づき農地転用の審査等、通常業務につきましましては粛々と進めたいと思っております。委員のみなさまにと、事務局とワンチームとなりまして事業を着実に推進していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

会長 ただいまから、第10回草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、予めお手元に配布いたしました通りであります。

議事にかかる図面確認は、タブレット端末をご活用いただきますよう、お願いします。

会長

それでは、これより日程に入ります。

日程第1会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号4番 角井廣司委員、議席番号12番 木下弥生委員以上の両人を指名いたします。

事務局長

次に、日程第2報告第9号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

報告第9号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の届出は、1件です。議案書は、2ページでございます

番号1番は、野路町に住所を有する届出人が共同住宅建設を目的として、届出人が所有する野路町地先の田1筆358㎡を転用されようとするものです。

届出地は、隣接地の宅地と一体的に利用される計画であり、乗り入れ口を設ける東側の道路高に合わせるように、約30cmの盛土を行われます。

宅地部分については、10cm程度の切土をされ、敷地北東側は既存の擁壁を土留めとし、他の箇所についてはCB（コンクリートブロック）を設置されます。

雨水排水は、北側に新設する雨水桝に向けて敷地勾配を付け、北側水路へ放流されます。

隣接地は、宅地・田であり、田については、申請人の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は2月28日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いた

できますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第9号を終わります

会長 次に、日程第3報告第10号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 告第10号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、3件です。議案書は、3ページでございます。

番号1番は、上笠一丁目に住所を有する借受人が、一戸建て住宅建設用地とするため、貸渡人が所有する上笠一丁目地先の畑1筆205㎡を使用貸借にて借受け、転用されようとするものです。

届出人の関係は、親子です。

今回、借受人が住宅を建設するにあたり、調べたところ届出地の一部が宅地として既に利用されており、顛末書を添付のうえ、届出がなされました。

届出地は、畑地であり、10cm程度の造成工事をおこなわれます。

雨水排水は、敷地西側に勾配を付け、雨水枡を通じて道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地・道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号2番は、川原二丁目に住所を有する譲受人が、露天駐輪場とするため、譲渡人が所有する川原二丁目地先の地目畑、現況宅地1筆19㎡を贈与にて取得し、転用されようとするものです。

届出人の関係は、親子です。

届出地は、既に駐輪場として利用されているため、顛末書を添付の上申請がなされました。

届出地は、顛末案件であり、造成工事等はありません。

隣接地は、道路・水路・雑種地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号3番は、栗東市に事業所を有する不動産業者である譲受人が露天駐車場として、譲渡人が所有する、野村一丁目地先の地目田、現況雑種地1筆396㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、平成14年に土地区画整理事業により、換地処分を受けておりますが、必要であった農地転用手続きをとることを失念したまま、駐車場として利用されていることから、顛末書を添付のうえ申請がなされました。

隣接地は、宅地・道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は、2月28日付、番号2番は、3月1日付、番号3番は2月28日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第10号を終わります。

会長 次に、日程第4報告第11号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について」番号1番を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第11号農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

この通知は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約にかかるものであり、農地の賃貸借権の設定を解除する場合に、農業委員会に通知をしていただくものであります。

今月の通知は、1件です。議案書の4ページをご覧ください。

番号1番は、上寺町に住所を有する、賃借人は賃貸人が所有する上寺町地先の田4筆7,401㎡に対して、農地の賃貸借権の設定をしておりましたが、合意解約がなされました。

お二人は、農地中間管理機構を通じ農地の貸借を行われてきましたが、今

回、それを解約し、利用権の設定をしなおすことで、引き続き、借り受け人が耕作を続けていかれるものであります。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第11号を終わります。

会長 次に、日程第5報告第12号「農地変更届出について」番号1番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第12号農地変更届出について説明いたします。
この届出は、田から畑へと利用形態および地目を変更されようとするものです。
今月の届出は、1件です。議案書は 5ページをご覧ください。

番号1番は、届出人たる、本人が所有する青地町地先の田1筆598㎡、地目田、現況畑1筆240㎡計838㎡について農地利用変更届を提出されました。

届出地は、住宅に囲まれた矮小な土地であり、田としては耕作が難しいため、既に畑として、野菜や果樹を栽培されております。

今回、現状に合わせるため、届け出をなされたものであり、新たな造成等はありません。

また、隣接地は、宅地・道路・水路であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

以上1件、添付書類等を確認いたしました。不備等はありませんでしたので、番号1番は、3月11日付けにて受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。
発言のある方は、挙手そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第12号を終わります。

会長 次に、日程第6議第15号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から8番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第15号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。
この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。
今月の申請は、8件です。議案書は、6ページから8ページです。

番号1番は、馬場町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、馬場町地先の畑1筆145㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地は馬場・山寺基盤整備の区域内農地であり、圃場整備が予定されている農地であります。

譲渡人は、群馬県内に居住されており、今後も耕作される予定がないことから、近隣にお住いの譲受人が売買にて取得されることになりました。

栽培計画については、トマトを作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号2番は、矢橋町に住所を有する譲受人が譲渡人の4名が各々所有する、矢橋町地先の畑4筆44.13㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請人は、所有農地が開発されるにあたり、営農規模が縮小したため、不動産会社からのあっせんにより、代替地として申請地を取得されることになりました。

栽培計画については、白菜、ニンジンなどを作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事で

きると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号3番は、北山田町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、北山田町地先の田2筆1,784㎡、畑1筆1,035㎡、計2,819㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人は、年齢による理由で離農されることになり、地域の担い手である譲受人に相談したところ、営農規模拡大の意向があり、売買の話がまとまったため、本申請をなされました。

栽培計画については、水稻、水菜などを作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号4番と5番は関連する案件であることから併せて説明いたします。

守山市に事業所を有する法人である借受人が、貸渡人二名が各々所有する、南山田町地先の畑3筆計1,433㎡を賃貸借にて借受けるものです。

借受人は、各種電子部品等の検査等を行っている法人ですが、昨年度より、農業分野への新規参入として自然薯の栽培を始められたものであり、前期の農業委員のあっせんをうけ、申請地を借り受けることになり、本申請をなされました。

栽培計画については、自然薯、さつまいもなどを作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、解除条件付きの賃貸借権の設定の為、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、地域の生産組合から同意をいただいているため、問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号6番は、下笠町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、下笠町地先の畑1筆233㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地は、長年近隣の方が借受け、耕作されていましたが、高齢となり、離農されることになりました。

譲渡人は、奈良県内に居住されていることから、耕作をすることができないため、地域の方に相談したところ、隣接地に居住している譲受人が、畑の利用を希望され、売買の話がまとまったため、本申請をなされました。

栽培計画については、トマト、ナス、ジャガイモなどを作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については営農計画を確認したところ、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、生産組合長より同意をいただいております問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

議案書8ページをご覧ください。

番号7番と8番は関連する案件であることから併せて説明いたします。

栗東市に住所を有する譲受人が、譲渡人二名が各々所有する、穴村町地先の田8筆計10,764㎡を売買にて取得されるものです。

譲受人は、現在、野洲市内で農業を営んでおられ、営農規模拡大のため、農地を探していたところ、譲渡人との売買交渉がまとまったため、本申請をなされました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、野洲市農業委員会事務局に確認したところ、現在

所有される農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、地域の生産組合から同意をいただいているため、問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

以上、許可申請8件につきまして、添付書類等を確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますようお願いいたします

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号1番 奥村厚夫委員願います。

1番 奥村 1番奥村が説明させていただきます。内容につきましては、事務局から説明がありましたとおりでございます。3月14日辻推進委員さんと現地確認を行いました。現況は畑ですけれども、半分ほどは雑草が生えた状態でありましたので、雑草は刈ってほしいと依頼をいたしました。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号4番 角井廣司委員願います。

4番 角井 2月13日山本推進委員さんと現地確認を行いました。譲受人さんは、農業を熱心にされている方でございます。路地野菜を栽培されていたのですが、変形した農地でございましたので、効率の良い地形にしたいというご希望でしたので、今回売買の話がまとまったということでございます。

会長 番号3番の案件につきましては、議席番号5番 中島春樹委員が本日欠席であるため、同委員から聞き取った内容を事務局から説明してもらいます。

事務局 譲受人に関しましては、認定農業者であります。周囲の方から農業をすることが困難であるという相談を受けまして、今回話がまとまったということでございます。何の問題もないと判断したと伺っております。

会長 番号4番と5番の案件につきましては、議席番号6番 中瀬康夫が説明します。

6番 内容につきましては、事務局から説明がありましたとおりでございます。
中瀬 3月18日に山岡推進委員さんと現地確認を行いました。自然薯の栽培をされたいということで周囲も適した場所ございまして、何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 番号6番の案件につきましては、議席番号8番 田中実委員お願いします。

8番 内容につきましては、事務局から説明がありましたとおりでございます。
田中 今まで耕作をされていた方が高齢となり、隣に住んでおられた方と話がまとまり申請されることとなりました。何の問題もございません。よろしくお願いいたします。

会長 番号7番と8番の案件につきましては、議席番号10番 田中廣之委員お願いします。

10番 内容につきましては、事務局から説明がありましたとおりでございます。
田中 3月19日一浦推進委員さんと現地確認を行いました。何の問題もないということで承認をいたしました。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。
ただいま議題となっております議第15号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から8番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第15号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し許可をすることについて」番号1番から8番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第7議第16号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から5番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第16号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、5件です。議案書は、9ページから10ページです。

番号1番から3番は関連する案件ですので併せて説明いたします。

1番から3番までの申請人、計3名が各々所有する、南笠町地先の田3筆計1,086㎡を露天駐車場として転用されようとするものです。

申請地は、南笠町の北端に位置し、南草津プリムタウンに隣接していることから、駐車場の需要が見込めると判断し、本申請をなされました。

申請地は、北側道路の高さに合わせるべく10cm程度の造成を行われません。

南西の一部には、土留め工として擁壁を設置されますが、それ以外の箇所についてはフェンスを設置されます。

雨水排水は、敷地北側に向けて勾配をつけ、北側に新設する雨水桝より、北側水路へ放流されます。

隣接地は、田・宅地・水路・道路であり、田の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

番号4番は、付替え水路として、申請人が所有する、矢橋町地先の田1筆27㎡を転用されようとするものです。

申請人は、市内でいちごの栽培を行う農地所有適格法人であり、隣接地でいちごハウスの新設を行っておられます。

現在、いちごハウス、直売所などの新設にむけ、造成工事を行っておられますが、敷地内に公の水路が存するため、その機能を付け替えた水路の整備を行われました。

農地取得後、農地法の手続きを得ず、造成を行われたため、今回、顛末書を添付のうえ本申請がなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事はございません。

隣接地は、田・水路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られていません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

番号5番は、露天駐車場として、申請人が所有する片岡町地先の畑1筆175㎡を転用されようとするものです。

申請地は、集落内にあり、狭小であることから耕作が難しいこと、また、近隣からの要望があったことにより駐車場として整備されることになりました。

申請地は、南東の道路から進入する計画で、除草のうえ、地ならし程度の造成工を行われます。

新たに高低差が生じる箇所は無いため、土留め工はなされません。

雨水排水については、浸透式とされます。

隣接地は、畑・水路・道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、通帳写しの添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

以上、5件、添付書類等確認いたしましたましたが、不備等はないものと考えま

すので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番から3番までの案件につきましては、議席番号3番 杉江善博委員をお願いします。

3番 杉江 3月5日、中野推進委員さんと現地確認を行いました。内容は事務局から説明がありましたとおりでございます。何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 番号4番の案件につきましては、議席番号4番 角井廣司委員をお願いします。

4番 角井 3月17日山本推進委員さんと現地確認を行いました。内容につきましては、事務局から説明がありましたとおりです。隣接地には支障は特にございません。よろしくお願いいたします。

会長 番号5番の案件につきましては、議席番号9番 田中治嗣委員をお願いします。

9番 田中 片岡推進委員さんと3月15日現地確認を行いました。問題ございません。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上でご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。

ただいま議題となっております議第16号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から5番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第16号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から5番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第8議第17号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から5番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第17号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

山本

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、5件でございます。

議案書は、11ページから12ページです。

番号1番は、市内で不動産を営む事業者である譲受人が、露天資材置場を目的として、譲渡人が所有する新浜町地先の田1筆1,380㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、湖南地域一帯で住宅地の造成、住宅建築を行っている事業者で草津市内でも多くの工事を行っておられ、申請地を資材置場の適地と判断し、売買交渉を行ってきたところ、今回話がまとまったため本申請をなされました。

申請地は、道路高から1mほど低いところにあるため、北側道路からスロープ形状で乗り入れ口を設置されます。

敷地内は、造成工事は行わず、整地程度を行われます。

雨水排水は、浸透式とされます。

なお、南西には、ため池（用水）がありますことから、緩衝地を設け、資材置場の表水が流出しないよう努められるとのことでございます。また、万一、影響が出た場合は、地元農業関係者と協議し、対策されることになっております。

隣接地は、田・宅地・道路・地目畑、現況山林であり、一部農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

なお、地目畑、現況山林の所有者は、登記簿住所に手紙を送付されましたが、「宛所に尋ねなし」で返送があったため、同意を得ることができなかった

旨、説明を受けております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外の農地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、売買契約書、通帳の写しの添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号2番は、矢橋町に住所を有する譲受人が、既設住宅敷地を目的として、譲渡人が所有する矢橋町地先の地目田、現況宅地1筆16㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、譲受人が昭和57年頃より、譲渡人同意のうで造成し、住宅敷地として利用されてきました。

今般、隣接地に譲受人の子が住宅を建設するにあたり、土地の整理・調査をしたところ、農地法の手続きを失念していたことがわかり、顛末書を添付のうで、今回、本申請をなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事等はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外の農地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

番号3番は、下寺町に住所を有する譲受人が、露天駐車場を目的として、譲渡人が所有する下寺町地先の畑1筆175㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、申請地近傍に居住されており、自宅敷地内に駐車場として利用できる敷地がないことから、本申請地を駐車場適地と判断し、申請をなされました。

造成工事はほぼなく、転圧のうで砂利敷とされます。

雨水排水は、浸透式で対応されます。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外の農地であり、農業公共

投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、見積書と通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号4番は、若竹町に事業所を有する譲受人が、露天資材置場を目的として、譲渡人が所有する芦浦町地先の田1筆1,850㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、定款中に「農業」を掲げる法人であり、グループ企業も農地所有適格法人として、いちご園を運営されております。

農業で使用する資材の置き場として利用される予定です。

乗り入れ口となる敷地南側には、道路高に合わせるよう、30cm程度の盛土を行われ、隣接地との境界は安定勾配を確保したのり面処理(1:1.8)とされます。

雨水排水は、浸透式で対応されます。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外の農地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、見積書と通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号5番は、木川町に事業所を有する譲受人が、露天駐車場を目的として、譲渡人が所有する芦浦町地先の田1筆1,140㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、電気製品や電子機器を製造、販売を行う法人ですが、申請地の隣接地に工場を有しており、工場の規模拡大に伴う、社員の増員を予定されております。

本申請は、雇用増に伴う駐車場の新設になります。

東側の里道から乗り入れを行う予定であり、40cm程度の盛土を行われ

ます。

高低差が生じる箇所は、法面処理をされます。

雨水排水は、浸透式とし、余剰水は南側水路へ放流されます。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外の農地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、見積書と通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上5件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

いただいた事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番と2番の案件につきましては、議席番号4番 角井廣司委員をお願いします。

4番
角井

番号1番の案件につきましては、3月1日山本推進委員さんと現地確認を行いました。何年も耕作されていない田であります。資材置場にされ重機も置かれるとのこと。雨水排水についても問題ございませんでした。

番号2番の案件につきましては、3月4日山本推進委員さんと現地確認をしてまいりました。地目は田で現況は宅地となっております。特に問題はございませんでした。以上2件よろしくお願いいたします。

会長

番号3番から5番の案件につきましては、議席番号9番 田中治嗣委員をお願いします。

9番
田中

3番の案件でございますが、露天駐車場ということですが、荒れた状態でありました。内容につきましては事務局から説明がありましたとおりでございます。4番の案件でございますが、露天資材置場でございます。柳も草もかなりひどい状態でありました。遊休農地の解消にもなるのかと思います。雨水排水に関しても問題はございませんでした。5番の案件です。露天駐車場ということで、会社の駐車場として使用されるとのこと。問題はござい

ません。事務局からありました説明のとおりでございます。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第17号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から5番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第17号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」、番号1番から5番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第9議第18号「相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付につき、議決を求めることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

第18号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につき、議決を求めることについて説明します。

相続により農地を取得した場合には相続税が課せられますが、納税猶予の適用を受けようとする方はこの証明書を添付し、税務署に申告する必要があるため、今回証明願が1件提出されたものです。

議案書は、13ページです。

はじめに、相続税納税猶予制度の概要を説明します。農業相続人（農業後継者）が、農業を営んでいた被相続人から農地を相続して自ら農業を営む場合は、相続税の申告期限（被相続人が死亡した日の翌日から起算して10カ月以内）までに申告することにより、相続税納税猶予の特例の適用を受ける農

地等の価格のうち、農業投資価格を超える部分の相続税が猶予されるものです。

なお、今回猶予された相続税は、被相続人がお亡くなりになられた日に遡り、免除されます。

次に、特例の適用が受けられる人ですが、議案書13ページにありますように被相続人は、お亡くなりになるまで農業を営まれていたことから、被相続人の要件に該当します。

また、相続人についてですが、番号1番は相続した農地で相続税の申告期限までに農業経営を開始され、その後も引き続き農業経営を行われるため、相続人の要件に該当します。対象となる農地等については、南山田町地先の田3筆、計5,181㎡であり、農業を営んでいた被相続人から相続により取得した農地であり、遺産分割協議書に当該農地が記載されていることから、相続税納税猶予の対象となる農地の要件に該当します。

よって、必要となる要件を満たしており、申請書類等の内容につきましても不備等はないものと認められますことから、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付することについて御審議賜りますようお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局からの説明について、ご発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第18号「相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付につき、議決を求めることについて」番号1番の案件は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第18号「相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付につき、議決を求めることについて」番号1番の案件は、原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第10議第19号「草津市農地利用最適化推進委員選任の手續

き等に関する規程の改正につき、議決を求めることについて」の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

議第19号草津市農地利用最適化推進委員選任の手續等に関する規定の改正につき議決を求めることについて説明させていただきます。

本日配布しております「草津市農地利用最適化推進委員選任の手續に関する規定」をご覧ください。

改正しますのは、第9条および第10条でございます。みなさんご承知のとおり、昨年12月に山本隆臣推進委員がお亡くなりになり、現在欠員補充のため手続を進めております。

推進委員の委嘱にあたりましては、委員募集を行い選考委員会の審議を経たうえで、農業委員会の総会に諮り、農業委員会から委嘱するという流れになっております。これは、定数を超える応募・推薦があった場合に選考の公平性を担保するためでございます。

ただし、選考委員会の設置や開催は「農業委員会等に関する法律」において必須というものではございません。全国農業会議所からも、選考委員会の開催は、各市町村の判断によるものとの旨が示されております。しかしながら、本市の場合は、本規定により必ず選考委員会を開催し、委員会の意見の報告を受けなければならないとなります。しかしながら、今回のように辞職なり、お亡くなりになって欠員補充する場合には、1名の定数に対して定数以内の応募または推薦が見込まれるものでございます。そういった定数以内の推薦を行う際には、選考委員会を開催せずに農業委員会の総会において承認をいただければ、推進委員の委嘱を歴任するようになりたいというのが、この規定改正の主旨でございます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。これより、質疑に入ります。

ただいま事務局からの説明について、ご発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第19号「草津市農地利用最適化推進委員選任の手續等に関する規程の改正につき、議決を求めることについて」の案件は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第19号「草津市農地利用最適化推進委員選任の手続きに関する規程の改正につき、議決を求めることについて」の案件は、原案のとおり決定いたしました。

会長 日程第11議第20号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題としますが、この案件については、本日、出席の議席番号12番 木下弥生委員は、当事者に該当しますことから、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をいただきます。

では、議席番号12番 木下弥生委員は退席を願います。

(委員 退席)

会長 それでは、議第20号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 課長 それでは、議第20号農用地利用集積等促進計画（案）について、説明させていただきます。こちらは、農地中間管理事業の促進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を求めるものです。

1ページ目は今回の農地利用集積等促進計画による面積の集計でございます。左上を御覧いただきまして、今回は全体で10筆、計16,825㎡の農地に利用集積等促進計画の申請がありました。内訳といたしましては、田が、10筆で面積は16,825㎡、今回、畑はございません。続きまして、右の表に移ってください。設定後の累計数値となります。全体の合計筆数は950筆、面積は1,490,121.34㎡となっております。内訳といたしましては、田が912筆で、1,465,224.34㎡、畑が38筆で、24,897㎡です。

また、右端の表ですが、今回新たに促進計画を提出する予定の筆数を、設定期間別に集計したものとなります。3年未満が0筆、3年以上6年未満が1筆（うち3年が0筆）、6年以上9年未満が0筆、9年以上12年未満が9筆計10筆です。農地の詳細につきましては2ページ目以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で令和6年5月31日公告予定の、農用地利用修正等促進計画の内容についての説明を終わります。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で農林水産課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手の上議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第20号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定につき、意見聴取することについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第20号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定につき、意見聴取することについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長

審議が終了しましたので、議席番号12番 木下弥生委員の入場を認めます。

(委員 再入室)

会長

次に、日程第12議第21号「農用地利用集積計画(案)の決定につき、議決を求めることについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

はじめに、議題20号と議題21号の制度上の相違点を簡潔に説明した上で、内容説明をしていただきますよう、お願いします。

農林水産課
課長

農業経営基盤強化促進法に基づく、農地(田、畑など)の貸借の権利設定のことを「利用権設定」といいます。

議題20号の「農用地利用集積等促進計画」は農地中間管理機構を介した貸借、議題21号の「農用地利用集積計画」は、所有者と耕作者の二者間での貸借になります。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行され、農用地利用集積計画に基づく二者間による利用権

設定は廃止され、令和7年4月以降できなくなります。令和7年3月31日までは、経過措置として、利用権設定の新規及び更新の契約が可能です。

では、議第21号 農用地利用集積計画（案）について、ご説明申し上げます。

こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条に、市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。と規定があり、農業委員会の決定を求めるものです。

まず、お配りしております「農用地利用集積計画【利用権設定】（案）令和6年4月30日公告」をご覧くださいと思います。

1ページめくってもらいまして「利用権設定面積集計」と書かれているページがございます。まず、こちらについて、説明いたします。令和6年5月1日に利用権設定する件数につきましては、左上の表を御覧ください。全体が275筆でして、面積は433,455㎡となります。内訳といたしましては、田が273筆で、面積は433,804㎡、畑が2筆で、面積は1,651㎡です。

続きまして、右の表に移って下さい。令和6年5月1日に設定後の累計数値になります。全体の合計筆数は3,093筆、面積は4820,779.15㎡となっております。内訳といたしましては、田が2,944筆で面積は4703,142.98㎡、畑が138筆で面積は114,326.46㎡、その他が11筆で面積は3,309.71㎡です。

また、右端の表ですが、令和6年5月1日付け利用権設定予定の筆数を、設定期間別に集計したものとなります。3年未満が14筆、3年以上6年未満が3筆、6年以上9年未満が0筆、9年以上12年未満が14筆、12年以上が244筆、計275筆です。

個々の設定につきましては2ページ以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で令和6年4月30日公告、農用地利用集積計画（案）の内容についての説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で農林水産課の説明が終了しました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

（質問・意見なし）

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第21号「農用地利用

集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長

挙手全員であります。

よって、議第21号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 15時35分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和6年4月10日

会 長 中瀬 康夫 _____

署名委員 角井 廣司 _____

署名委員 木下 弥生 _____